

# 第29回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 7番、8番)

開催期日 令和4年11月29日

第29回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月29日(火) 午後3時30分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

2番 塚 本 政 紀	10番 長谷川 誠
3番 寺 雅 彦	11番 平 田 善 治
4番 川 崎 浩 彦	12番 中 島 武 博
5番 藤 田 淳	13番 田 村 俊 彦
6番 山 本 強	15番 桂 一 照
7番 小 暮 滝 弘	16番 鈴 木 正 志
8番 笹 谷 和 広	17番 鳥 村 正 行
9番 田 村 賢 治	18番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

1番 長 尾 卓 也	14番 大 島 政 勝
------------	-------------

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 主幹	上 島 宣 和
〃	事務局 員	中 川 圭 太
〃	事務局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第50号	農地のあっせん成立について
5	議案第131号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	議案第132号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第133号	土地の現況証明願いについて
8	議案第134号	農用地利用集積計画(案)について
9	議案第135号	農地のあっせんについて
10	議案第136号	買入協議を行う旨の通知の要請について
11		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第29回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員16名、欠席委員2名、大畠委員から所用のため欠席、長尾委員から体調不良のため欠席との報告をいただいております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会長)

皆様におかれましては前回総会終了後、国内視察研修及び札幌・大阪の就農イベント、空知農業委員会研修会と多くの行事が続きましたが、参加頂きありがとうございました。また、これからの時期は相談案件も多くなると思いますので、改めて親切丁寧な対応をお願いしたいと思います。今月は議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、7番小暮滝弘委員、8番笹谷和広委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10月28日第3回広報委員会が開催され、鳥村委員長他4名が参加しております。また同日栗山・由仁農業委員会交流会が由仁町で開催され、吉田会長他17名が参加しております。11月2日栗山町農業教育振興会総会が開催され、吉田会長が出席しております。7日から10日国内研修視察が行われ、吉田会長他16名で参加しております。8日から17日令和4年度栗山町農業振興公社地域懇談会（農業者等との意見交換会）が町内21箇所で開催され、各地区担当委員が出席しております。22日現地調査を、田村賢治委員・大島委員・鳥村代理で実施しております。23日北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、川崎委員・平田委員・田村俊彦委員が参加しております。25日から26日新・農業人フェアが大阪府で開催され、藤田委員・山本委員が参加しております。28日令和4年度地区別農業委員等研修会が深川市で開催され、塚本委員外5名が参加しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。（質疑なしの声）なければ次に進みたいと思います。

日程4番 報告第50号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第50号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇490番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇343番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和4年11月16日でございます。対象農地につきましては、〇〇102番地16地目については公簿現況ともに畑、面積285㎡外5筆。内訳につきましては、田1筆174㎡、畑4筆4,366㎡、雑種地1筆311㎡、合計6筆4,851㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、平田委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇490番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、成立年月日は令和4年11月16日でございます。対象農地につきましては、〇〇558番地 地目については公簿現況ともに田、面積1,701㎡外3筆。全筆田でございまして4筆合計3,307㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、平田委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。（質疑なしの声）

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 議案第 131 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 131 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 3 件でございます。

番号 1 所在 ○○64 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 789 m<sup>2</sup>外 9 筆。田 6 筆 8,023 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 9,612 m<sup>2</sup>、合計 10 筆 17,635 m<sup>2</sup>でございます。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和元年 6 月 26 日及び令和 3 年 11 月 30 日、契約期間は令和元年 6 月 28 日から令和 5 年 11 月 30 日及び令和 3 年 11 月 30 日から令和 5 年 11 月 30 日となっております。解約通知日はともに令和 4 年 11 月 4 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○65 番地 29 ○○○○、賃借人 栗山町字○○99 番地 1 ○○○○でございます。

番号 2 所在 ○○21 番地 1 の内 地目につきましては、公簿 山林、現況 畑、面積 2,000 m<sup>2</sup>外 14 筆、全筆畑でございます。15 筆合計 21,287 m<sup>2</sup>でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成 30 年 11 月 30 日、契約期間は平成 30 年 11 月 30 日から令和 10 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 4 年 11 月 4 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○65 番地 29 ○○○○、賃借人 栗山町字○○153 番地 13 ○○○○でございます。

番号 3 所在 ○○2274 番地 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 14,218 m<sup>2</sup>、利用状況 水田、外 1 筆。全筆田でございます。2 筆合計 25,945 m<sup>2</sup>でございます。契約内容は賃貸借、契約年月日は令和 2 年 11 月 30 日、契約期間は令和 2 年 11 月 30 日から令和 5 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 4 年 11 月 21 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○110 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○139 番地 1 ○○○○でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 131 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 131 号については原案どおり決定いたします。

日程 6 議案第 132 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第132号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転3件でございます。

番号1 所在 ○○232番地 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積1,348㎡外1筆、全筆田でございまして2筆合計1,354㎡でございます。譲渡人 ○○市○○区○○2丁目 ○○○○ 摘要といたしまして、永年農地として占用していた占有者へ売渡したい。譲受人 栗山町字○○68番地 有限会社○○○○ 取締役○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、永年占用していた農地を買い受けたいとなっております。

番号2 所在 ○○802番地 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積2,836㎡1筆でございます。譲渡人 ○○市○○区○○2丁目 ○○○○ 摘要といたしまして、永年農地として占用していた占有者へ売渡したい。譲受人 栗山町字○○94番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、永年占用していた農地を買い受けたいとなっております。

番号3 所在 ○○29番地165 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積3,132㎡1筆でございます。譲渡人 東京都○○区○○1丁目1番3号 ○○○○ 社長 ○○○○ 摘要といたしまして、今後営農する予定が無い事から農地を売り渡したい。譲受人 栗山町字○○29番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大を図るため、農地を買い受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(12番 中島)

番号1につきまして、譲渡人○○○○の土地を譲受人が永年に渡り農地として占用していたことから、問題ないと思います。

(8番 笹谷)

番号2につきまして、譲渡人○○○○の土地を譲受人が永年に渡り農地として占用していたことから、問題ないと思います。

(3番 寺)

番号3につきまして、譲渡人○○○○が今後営農する予定が無い事から売却を希望され、隣接耕作者である譲受人が購入する事から問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。  
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 132 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 132 号については原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 133 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 133 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○21 番地 2 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 94 m<sup>2</sup>、利用状況 山林。所有者氏名及び願出人氏名 栗山町字○○65 番地 29 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(9 番 田村賢治)

令和 4 年 10 月 28 日第 28 回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の、願い出に基づき、令和 4 年 11 月 22 日に、大畠委員、鳥村代理、上島主幹、中川主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、申請どおりの現況であることを確認しております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。  
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 133 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 133 号については原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 134 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 134 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を

定めたい旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 27 件、所有権移転 3 件、使用貸借 1 件、転貸借 1 件の合計 32 件でございます。

整理番号 4 賃 23-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇91 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇168 番地 13 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 10 月 26 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇383 番地 現況地目 畑、面積 6,783 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 24-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 11 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇166 番地 1 現況地目 畑、面積 12,196 m<sup>2</sup> 外 1 筆。全筆畑でございます、2 筆合計 16,734 m<sup>2</sup> でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 25-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 2 番 10 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 11 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇169 番地 1 の内 現況地目 畑、面積 22,563 m<sup>2</sup> 外 1 筆。全筆畑でございます、2 筆合計 25,621 m<sup>2</sup> でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 26-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 4 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇32 番地 6 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 10 月 31 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇33 番地 1 現況地目 畑、面積 3,923 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11

月 30 日までの 3 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、世帯員は男 2 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 27-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 4 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇町 4 丁目 2 番 5 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 10 月 31 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇34 番地 1 現況地目 畑、面積 1,779 m<sup>2</sup>外 1 筆。全筆畑でございまして 2 筆合計 3,283 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、世帯員は男 2 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 28-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 199 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇18 丁目 9 番 12 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 11 月 21 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇10 番地 11 現況地目 田、面積 2,556 m<sup>2</sup>外 6 筆。全筆田でございまして 7 筆合計 23,476 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱、世帯員は男 1 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 29-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 199 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇町〇〇3 丁目 6 番 9 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 11 月 21 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇6 番地 8 現況地目 田、面積 2,785 m<sup>2</sup>外 5 筆。全筆田でございまして 6 筆合計 23,281 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱、世帯員は男 1 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃30-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇730番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇51番地 42 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇244番地1 現況地目 田、面積16,483㎡外4筆。全筆田でございまして5筆合計18,946.61㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯、構成員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃31-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4丁目11番地4 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇175番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年10月31日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇171番地2の内 現況地目 畑、面積4,632㎡外5筆。田4筆20,772㎡、畑2筆5,780㎡、合計6筆26,552㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男1人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃32-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇363番地 有限会社〇〇〇〇 取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇321番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月18日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇306番地3 現況地目 畑、面積6,941㎡外2筆。全筆畑でございまして3筆合計11,000㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和7年11月30日までの3年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロン、小麦、大豆、構成員は男1人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃33-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇41番地1 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇360番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年10月31日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇321番地1の内 現況地目 田、面積6,363㎡外2筆。全筆田でございまして、3筆合計15,065㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5

年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、構成員は男1人、女0人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4使34-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇86番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月7日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇91番地4 現況地目 田、面積7,463㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計8,000㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和5年11月30日までの1年0ヵ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃35-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇110番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇210番地1の内 現況地目 畑、面積14,154㎡外1筆。全筆畑でございまして2筆合計14,425㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃36-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇152番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇459番地6 現況地目 畑、面積11,427㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和14年11月30日までの10年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃37-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇11番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月14日でございます。利用権を

設定する土地につきまして、所在 ○○462 番地 2 現況地目 畑、面積 5,445 m<sup>2</sup>外 1 筆。全筆畑でございまして 2 筆合計 10,045 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 38-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○18 番地 ○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○663 番地 1 ○○○○、申出年月日は令和 4 年 11 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○468 番地 1 現況地目 田、面積 383 m<sup>2</sup>外 8 筆。全筆田でございまして 9 筆合計 14,079 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 39-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○18 番地 ○○○○、利用権を設定する者 栗山町○○2 丁目 104 番地 ○○○○、申出年月日は令和 4 年 11 月 14 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○469 番地 4 現況地目 畑、面積 741 m<sup>2</sup>外 5 筆。全筆畑でございまして 6 筆合計 27,890 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 40-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○27 番地 ○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○121 番地 ○○○○、代理人 栗山町○○3 丁目 252 番地 一般財団法人○○○○ 理事長 ○○○○、申出年月日は令和 4 年 11 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○104 番地 1 現況地目 田、面積 366 m<sup>2</sup>外 4 筆。内訳につきましては、田 4 筆 19,331 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 1,197 m<sup>2</sup>、合計 5 筆 20,528 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 4 年 11 月 30 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 1 年 0 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田○○○○○○円、畑○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして合計○○○○

〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃40-2 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇121番地 〇〇〇〇、代理人 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇74番地1 現況地目 田、面積294㎡外6筆。全筆田でございまして7筆合計37,369㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和5年11月30日までの1年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、世帯員は男3人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃41-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇97番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇97番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月17日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇550番地 現況地目 田、面積14,042㎡外1筆。全筆田でございまして2筆合計23,363㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱、世帯員は男1人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃42-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇624番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇752番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月4日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇748番地1 現況地目 田、面積32,848㎡外2筆。全筆田でございまして3筆合計40,453㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和14年11月30日までの10年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、種子馬鈴薯、世帯員は男3人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃43-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77番地 〇〇〇〇、利用権を設

定する者 栗山町字〇〇58番地4 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月16日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇58番地3の内 現況地目 田、面積19,373㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和5年11月30日までの1年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、世帯員は男3人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4所44-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇490番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月21日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇102番地18 現況地目 畑、面積5,405㎡外9筆。内訳につきましては、田6筆29,528㎡、畑4筆7,284㎡、合計10筆36,812㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期 令和4年11月30日、土地の引渡時期 令和4年11月30日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております、対価の支払期限は令和5年1月11日でございます。

整理番号4賃45-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇193番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇102番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇358番地1 現況地目 田、面積5,923㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男2人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃46-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇193番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇2丁目3番1 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月14日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇359番地1 現況地目 田、面積5,276㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男2人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃47-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇67番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇4丁目78番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月21日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇67番地3 現況地目 畑、面積6,873㎡外1筆。全筆畑でございます。2筆合計10,988㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和5年11月30日までの1年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、種子馬鈴薯、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃48-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇571番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇564番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月21日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇570番地1 現況地目 田、面積365㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和14年11月30日までの10年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男1人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃49-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇377番地6 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇379番地11 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月17日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇379番地1の内 現況地目 畑、面積15,000㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和5年11月30日までの1年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯、小麦、大豆、水稻、世帯員は男3人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4所50-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇343番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇490番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月16日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇102番地16 現況地目 畑、面積285㎡外5筆。内訳につきましては、田1筆174㎡、畑4筆4,366㎡、雑種地1筆311㎡、合計6筆4,851㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期 令和4年11月30日、土地の引渡時期 令和4年11月30日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、

畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和5年5月31日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、玉葱、小麦、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4所50-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇490番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月16日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇558番地 現況地目 田、面積1,701㎡外3筆。全筆田でございまして4筆合計3,307㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期 令和4年11月30日、土地の引渡時期 令和4年11月30日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和5年5月31日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、玉葱、小麦、構成員は男1人、女0人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃51-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇255番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇279番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月21日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇278番地1 現況地目 田、面積4,296㎡外2筆。全筆田でございまして3筆合計6,645㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和9年11月30日までの5年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、玉葱、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4転500-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇379番地11 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇3丁目252番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和4年11月21日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇373番地1の内 現況地目 畑、面積15,000㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 転貸借、契約期間は令和4年11月30日から令和6年11月30日までの2年0ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月15日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、世帯員は男1人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。只今、事務局より賃貸者 27 件、所有権移転 3 件、使用貸借 1 件、転貸借 1 件の説明がありました。関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。

〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

整理番号 4 所 50-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 50-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 50-1 は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

整理番号 4 賃 51-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 51-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 51-1 は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、残る 30 件について順番に審議したいと思います。

整理番号 4 賃 23-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 23-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 23-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 24-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 24-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 24-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 25-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 25-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 25-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 26-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 26-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 26-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 27-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 27-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 27-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 28-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 28-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 28-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 29-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 29-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 29-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 30-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 30-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 30-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 31-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 31-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 31-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 32-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 32-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 32-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 33-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 33-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃33-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4使34-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4使34-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4使34-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4賃35-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃35-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃35-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4賃36-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃36-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃36-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4賃37-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃37-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃37-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4賃38-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃38-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃38-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4賃39-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃39-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃39-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4賃40-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃40-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃40-1は原案どおり決定といたします。

整理番号4賃40-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 40-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 40-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 41-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 41-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 41-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 42-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 42-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 42-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 43-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 43-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 43-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 44-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 44-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 所 44-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 45-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 45-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 45-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 46-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 46-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 46-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 47-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 47-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 47-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号4賃48-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃48-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃48-1は原案どおり決定いたします。

整理番号4賃49-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4賃49-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4賃49-1は原案どおり決定いたします。

整理番号4所50-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4所50-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4所50-2は原案どおり決定いたします。

整理番号4転500-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4転500-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4転500-1は原案どおり決定いたします。

日程9 議案第135号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案135号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は5件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇65番地29 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年11月4日 申出地所在 字〇〇21番地1の内、地目につきましては、公簿 山林、現況 畑、面積2,000㎡外27筆 田6筆8,023㎡、畑19筆30,899㎡、雑種地3筆16,148㎡、合計28筆55,070㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16番 鈴木)

〇〇さんにおかれましては、高齢により今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候

補に ○○○○さんと○○○○さん、第2候補に ○○○○さんと○○○○ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として笹谷委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、鈴木委員、笹谷委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字○○18番地 ○○○○ 申出年月日 令和4年11月16日 申出地所在 字○○18番地3、地目につきましては、公簿 山林、現況 田、面積985㎡外4筆。内訳につきましては、田2筆1,111㎡、畑2筆3,635㎡、用悪水路1筆354㎡、合計5筆5,070㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(8番 笹谷)

○○さんにおかれましては、健康上の理由により離農し農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鈴木委員と私で進めていきたいと思しますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、笹谷委員、鈴木委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字○○110番地 ○○○○ 申出年月日 令和4年11月21日 申出地所在 字○○2274番地、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積14,218㎡外1筆。全筆田

でございます。2筆合計 25,945 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(5番 藤田)

〇〇さんにおかれましては、高齢により規模縮小の意向であり農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇348番地5 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年11月21日 申出地所在 字〇〇315番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積5,793 m<sup>2</sup>外7筆。内訳につきましては、田5筆56,327 m<sup>2</sup>、畑3筆8,809 m<sup>2</sup>、合計8筆65,136 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(12番 中島)

〇〇さんにおかれましては、離農し農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さん及び〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町字〇〇566番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年11月10日 申出地所在 字〇〇492番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積2,838㎡1筆㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 鳥村)

〇〇さんにおかれましては、農地の集約化に協力したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませぬか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお願ひします。

日程10 議案第136号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第136号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は2件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町〇〇4丁目10番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年11月15日 申出地所在 字〇〇732番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積2,905㎡外6筆。内訳といたしまして、田6筆51,654㎡、畑1筆6,343㎡、合計7筆57,997㎡でございます。別紙により買

入予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇18番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和4年11月16日 申出地所在 字〇〇18番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積71,959㎡外1筆。全筆田でございまして2筆合計77,562㎡でございます。別紙により買入予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は12月22日木曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては12月15日木曜日 午前9時30分から 第4班 藤田委員、小暮委員、長谷川委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後4時30分 終了)